

健康診断受診促進助成要綱

平成 25 年 5 月 13 日制定

令和 4 年 3 月 24 日一部改正

公益社団法人広島県トラック協会

(目的)

第 1 条 公益社団法人広島県トラック協会(以下「協会」という。)は、事業用貨物自動車における運転者の健康状態に起因する交通事故を防止するため、会員事業者が事業用貨物自動車運送業務に従事する従業員に、労働安全衛生法第 66 条及び労働安全衛生規則第 44 条、第 45 条に基づく健康診断(以下「健康診断」という。)を受診させる経費の一部を助成する。

(助成対象者)

第 2 条 健康診断を受診した事業用貨物自動車運転従事者が在籍する会員事業者を対象とする。

- 2 助成対象となる事業用貨物自動車運転従事者は、広島県内の会員事業所に所属する者で、社会保険に加入していることを条件とする。

(助成額)

第 3 条 助成金額は、実施期間中 1 人 1 回限りとし、1 回当たり 2,000 円を助成する。

深夜業(午後 10 時から午前 5 時)を含む業務に携わる者に限り、1 人 2 回まで助成する。

但し、1 回当たりの受診料(消費税抜き)が上記の助成金の額を下回る場合は、実費額(千円未満切り捨て)を交付する。

(実施期間)

第 4 条 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 10 日までとする。

なお、助成は先着順とし、予算額に達した場合は、その時点までとする。

(助成対象人員限度数)

第 5 条 当該年度 4 月 1 日現在の会員事業者の保有車両台数(会費を納入している車両台数で、被けん引車を除く。)の 1.2 倍以内(端数切上げ)とする。

(申請手続)

第 6 条 会員事業者は、健康診断料の精算を完了した後に、次の書類を令和 5 年 3 月 10 日までに協会本部へ提出する。ただし、申請は当該年度につき 1 事業者毎に 1 回限りとする。

① 健康診断受診料助成金交付申請書(様式 1 号)

② 健康診断受診者名簿(様式 2 号)

③ 受診人数が記載された、検査医療機関発行の領収証の写(事業者あてのものに限る)

※ 受診人数が記載されていない領収証の写し又は払込金受取書等の写しの場合は、検査医療機関発行の請求書の写(受診人数、検査内容及び健康診断料(単価)を記載したもの)を添付すること。

④ 預金通帳の口座名義(フリガナ、支店名)記載ページの写(振込先確認のため)

(助成金の交付)

第7条 協会は、上記第6条の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適切と認めるときは助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 協会は、次の号のいずれかに該当するときは、交付した助成額の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

附 則

本要綱は、平成25年4月1日より施行する。

平成26年3月19日 一部改正 (平成26年4月1日施行)

平成27年3月20日 一部改正 (平成27年4月1日施行)

平成28年3月23日 一部改正 (平成28年4月1日施行)

平成29年3月23日 一部改正 (平成29年4月1日施行)

平成30年3月23日 一部改正 (平成30年4月1日施行)

平成31年3月22日 一部改正 (平成31年4月1日施行)

令和2年3月25日 一部改正 (令和2年4月1日施行)

令和3年3月24日 一部改正 (令和3年4月1日施行)

令和4年3月24日 一部改正 (令和4年4月1日施行)